

はちおうじ人生 100 年サポート企業登録事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、はちおうじ人生 100 年サポート企業登録事業の実施に関して必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 介護保険制度による公的サービスにとどまらず、民間企業による高齢者向け保険外サービスを活用し、高齢者自らが健康の維持・増進を図る「自助」を推進するとともに、高齢者向けのサービス創出や高齢者の就労環境の整備等を積極的に推進する事業者等の活動を側面支援することで高齢者福祉の増進を図る。

2 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 115 条の 45 第 2 項第 5 号に定める生活支援体制整備事業に基づき実施する「就労的活動支援コーディネート事業」と民間企業との連携を強化することで、高齢者に多様な社会参加の機会を提供し、活動量の増加から介護予防に繋げる。

(定義)

第 3 条 この要綱において、はちおうじ人生 100 年サポート企業(以下「サポート企業」という。)とは、次の各号に掲げる高齢者支援に積極的に取り組む事業者等をいう。

- (1) 高齢者向けの介護予防及び生活支援に資するサービスの提供、その他高齢者の社会参加を促進する取り組みの実施
- (2) 高齢者の雇用環境の整備又は仕事と介護を両立しながら安心して働くことができる雇用環境の整備
- (3) 高齢者の就労的活動(有償、無償を問わず、民間企業の取り組みに定期的に参加・協力する活動をいう。)への参加機会の提供

(登録対象)

第 4 条 サポート企業に登録できる事業者等は、八王子市内に事業所を有する事業者又は団体(商工会議所、商店会、事業協同組合等)とする。なお、市内の事業者では提供できないサービスを実現できる市外の事業者に関しては、登録対象とする。

2 次の各号のいずれかに該当する事業者等は、サポート企業の登録対象としない。

- (1) 介護保険法に基づく指定事業者
- (2) 八王子市暴力団排除条例(平成 24 年 12 月 6 日条例第 45 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が役員となっている事業者等又は同第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者等
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業を営む事業者等
- (4) 政治活動、宗教活動に係る事業者等

- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある事業者等
- (6) 労働基準法など労働関係法令、その他の法令に係る著しい法令違反、税の滞納等がある事業者等
- (7) 前各号に掲げるもののほか、サポート企業としての登録が妥当でないと市が認める事業者等

(登録基準)

第5条 サポート企業に登録することができる事業者等は、第3条に定めるサポート企業の登録対象となる事業者等のうち、別表に掲げる取り組み分野のうち、高齢者向け取り組みの実施で2項目以上、働きやすい環境整備で1項目以上を継続的に取り組む事業者等とする。

- 2 前項の規定によらず高齢者支援に特に大きく貢献していると市が認める場合は、サポート企業に登録できるものとする。

(登録申請)

第6条 サポート企業の登録を希望する事業者等は、次の各号の書類（以下「登録申請書」という。）を市へ提出しなければならない。

- (1) はちおうじ人生100年サポート企業 登録・更新申請書（様式1）
- (2) はちおうじ人生100年サポート企業 登録・更新申請書別紙 実施項目一覧（様式1別紙）

(審査・登録)

第7条 市は、前条の登録申請があった場合、書類審査等により第5条に定める登録基準に基づきサポート企業として登録する。

- 2 市は、登録した事業者等に対し、登録証を交付する。

(登録期間)

第8条 登録期間は、登録日から2年間とする。ただし、登録期間中の実績及び第5条に定める登録基準の状況を勘案し市が認める場合は、登録期間を更新することができる。

(登録更新)

第9条 登録の更新を行おうとするサポート企業は、前条に定める登録期間が終了する前に、次の各号の書類を市に提出しなければならない。

- (1) はちおうじ人生100年サポート企業 登録・更新申請書（様式1）
- (2) はちおうじ人生100年サポート企業 登録・更新申請書別紙 実施項目一覧（様式1別紙）

2 前項における審査は、第7条の規定を準用する。

(登録変更)

第10条 サポート企業の登録内容に変更があった事業者等は、はちおうじ人生100年サポート企業登録 変更・廃止届出書(様式2)を市に届け出なければならない。

(登録廃止・取消)

第11条 サポート企業の登録を廃止しようとする事業者等は、はちおうじ人生100年サポート企業登録 変更・廃止届出書(様式2)を市に届け出なければならない。

2 市は、前項の規定による届け出があった場合のほか、次の各号に掲げる状況が認められた場合は、登録を取り消すことができる。この場合、登録を取り消された事業者等は、登録証を返却しなければならない。

(1) 事業者等が廃業若しくはそれと同等の状況であることが認められた場合

(2) 第5条に定める登録基準に反する状況があった場合

(周知・支援)

第12条 市は、第2条に掲げるサポート企業が行う取り組みを市民に広く周知するとともに、その取り組みを支援するため、サポート企業に対して、高齢者支援に関する情報を提供する。

(使用)

第13条 サポート企業は、第7条第2項により登録証の交付を受けた場合は、サポート企業である旨を広告、ホームページ、会社案内・パンフレット及び名刺等に表示することができる。

(市への協力)

第14条 サポート企業は、市の求めに応じシンポジウムや研修会において取り組み成果を報告又は発表する等の協力を努めるものとする。

2 サポート企業は、別表に定める就労的活動を実施する場合、市が行う就労的活動支援コーディネート事業に連携して取り組むものとする。

(その他)

第15条 その他、本要綱に定めるもののほか、必要な事項は市が別に定める。

別表（第5条関係）

取り組み分野	項目	内容
高齢者向け 取り組みの 実施	運動	高齢者の運動機能の向上に資する取り組みを実施していること。
	栄養	高齢者の栄養状態の改善に資する取り組みを実施していること。
	社会参加	高齢者の社会参加や生きがいつくりに資する取り組みを実施していること。
	生活支援	高齢者の生活支援に資する取り組みを実施していること。
	就労的活動	就労やボランティア活動等、企業内で高齢者の生きがいにつながる場や機会を提供できること。
	その他	その他高齢者向けの独自の取り組みを実施していること。
働きやすい 環境整備	生涯現役	高齢者が健康で意欲と能力がある限り、年齢にかかわらず働き続けることができる環境を整備していること。
	仕事と介護 の両立支援	仕事と介護を両立しながら安心して働くことができる雇用環境を整備していること。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。